

令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名： 徳島県

農業委員会名： 徳島市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和5年4月1日現在)

※ 「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和2年7月20日

任期満了年月日 令和5年7月19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	10
認定農業者に準ずる者	—	6
女性	—	3
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	18	18	15

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	2,524
農業経営体数	1,636

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	2,536
女性	1,130
40代以下	298

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	185
基本構想水準到達者	481
認定新規就農者	22
農業参入法人	—
集落営農経営	—
特定農業団体	—
集落営農組織	—

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	計			
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,330	704	—	—	—	3,040

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※ 「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)		これまでの集積面積(B)		集積率(B)/(A)	
	3,040	ha	900	ha	29.6	%
課題	農業委員及び農地利用最適化推進委員による相談対応や訪問、日々の声掛け等により、農地の貸借につなげるべく努めているが、担い手が少ないうえ高齢化等により、離農や規模縮小をする人が多く、集積が追いついていない。市内全地区での情報共有の強化による担い手の確保が必要。					

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和 11 年度	集積率	67 %
今年度の新規集積面積	163 ha	農地面積(C)	3,040 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	1,063 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	35.0 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

③ 実績

今年度の新規集積面積	27 ha	農地面積(F)	3,040 ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	927 ha	今年度末の集積率 (H)=(G)/(F)	30.5 %
目標に対する達成状況(H)/(E)	87.1 %		

農業委員会の点検結果	農業委員及び農地利用最適化推進委員による声掛け等により、担い手への集積を進めることができたが、集積面積は目標に届かなかった。
------------	--

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	
		うち黄区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	45 ha	22 ha	23 ha
農産物価格の低迷、燃料費・生産資材の価格高騰による農業経営の圧迫や、農業従事者の高齢化・後継者不足により、今後も遊休農地の増加が見込まれる。発生防止や解消への呼びかけなど周知に努め、関係機関との連携による早期対応が必要。			

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	20 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	4 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	22	ha
--------------------------	----	----

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	市農林水産課及び農地中間管理機構と協議を行い、基盤整備事業を視野に入れた工程表を策定する。	
-------------------------	---	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	5	ha
---------------------------	---	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	1.7	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	42.5	%

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	市農林水産課とともに、黄区分の遊休農地を調査した。調査結果を参考に、今後、工程表を策定する。	
-------------------------	--	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	0.9	ha
---------------------------	-----	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	R5年8月～10月		R5年12月	
1号遊休農地の面積	49.4	ha	うち緑区分の遊休農地	31.1 ha
			うち黄区分の遊休農地	18.3 ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	R5年8月～10月		R5年12月	

農業委員会の点検結果	利用状況調査や利用意向調査を実施するとともに、随時に見回り、指導なども行い、年間を通して、遊休農地の解消に取り組んだが、既存遊休農地、新規発生遊休農地とも解消目標を達成することはできなかった。
------------	--

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和2年度新規参入者	令和3年度新規参入者	令和4年度新規参入者
		6 経営体	8 経営体
	1.1 ha	2.6 ha	1.9 ha
課題	新規参入へ意欲のある耕作者に向けて、新規参入支援策や農地情報などの適切な発信に努める。また、希望に見合う農地が速やかに確保できるよう、常に地域の農地の現状を把握する。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均
		423 ha	425 ha	442 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	43.0		ha	

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)	5.0	ha
公表URL	https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/shiyakusho/ka_ichiran/nogyo_iinkai.files/R6sinki.pdf	(その他の公表方法)
目標に対する達成状況(B)/(A)	11.6	%
(参考)新規参入者の参入状況	参入経営体数	16 経営体
	取得農地面積	3.6 ha

農業委員会の点検結果	農地の出し手情報を収集し、市のホームページへ掲載するほか、農業委員や農地利用最適化推進委員にリストを配布し周知を図るなど、新規参入希望者に農地情報が伝わるよう努めた。
------------	---

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	7 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	18	人
		農地利用最適化推進委員の人数	18	人

(2) 活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
6月	①、②、③	地区相談会の実施等による地域農業者の農地相談対応や新規参入の掘り起こし
10月	②	農地利用意向調査の未回答者を中心とした意向聞き取り調査
2月	①、②、③	農業者等との意見交換会開催

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	4 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の結果
6月	①、②、③	6月の4日間に市内13か所において順に地区相談会を実施し、農地貸借や新規就農の相談を含む農家相談に対応した。
1月	①、②、③	1月中に市内15か所において開催された、「人・農地プランに係る地区座談会及び地域計画策定に向けた座談会」に各担当推進委員等計34人が参加し、地域農業の将来方針について話し合った。
2月	①、②、③	2月9日に市役所にて「農業者等との意見交換会」を実施し、推進委員等24人を含む生産者等60人が一堂に介し、最適化推進に関する課題等について話し合ったほか、互いの情報交換等を実施した。
3月	①、②	10月に実施した農業経営意向アンケートの結果に基づき、各地区の規模拡大意向農家を中心に、訪問等により、農地情報の提供を行い、マッチングにつなげるよう努めた。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	令和5年6月	相談会名	農地・経営等地区相談
参加者数	34人	開催場所	JA各支所等
相談会の内容	農地の貸し借りや新規参入など、地区ごとに農業委員等が農地や経営について相談を行う機会を設け、必要であれば市域全体で情報共有し、貸借や就農につなげる。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	令和5年6月5～8日	相談会名	農地・経営等地区相談
参加者数	30人	開催場所	JA各支所等
相談会の内容	6月の4日間に市内13か所において順に地区相談会を実施し、新規就農の相談を含む農家相談に市域全体で情報共有も行いながら、対応した。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評語

目標に対して期待どおりの結果が得られた。

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	
目標に対し期待を上回る結果が得られた	
目標に対して期待どおりの結果が得られた	
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	36

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

Ⅲ 事務の実施状況

都道府県名： 徳島県
 農業委員会名： 徳島市農業委員会

1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
定例総会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
臨時総会				1									会長互選、農地利用最適化推進委員の委嘱の決定

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		112 件	うち許可	112 件	
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28 日	処理期間(平均)	25 日
	総会開催日の公表	公表している	していない	申請書締切日の公表	公表している

3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)		・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定			
	○	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任			
	○	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任			
1年間の処理件数	96 件	うち許可相当	96 件	うち不許可相当	0 件
処理期間	標準処理期間	申請書受理から 42 日	処理期間(平均)	25 日	

4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積
	3,040 ha	0.61 ha
違反転用解消のために実施した活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現地確認による早期発見(随時) ・転用許可後の進捗状況報告書の督促による未然防止(許可後から3カ月後) ・違反転用者に対し指導を継続して実施(18案件中16件が解消) 	
実 績	違反転用解消面積	0.39 ha

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入